

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第 1 回会合）

2021 年 2 月 16 日（火）

（14:00～15:30）

Zoom オンライン会議

【司会】

それでは定刻となりましたので、これより、JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合・第 1 回会合を開催させていただきます。本日オンライン会合に、多数の方々ご参加いただき誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます JBIC 経営企画部の北島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえまして、JBIC としても初となるウェブ開催となります。できる限りスムーズに運営できるよう努めてまいり所存ですが、特に最初は不慣れな部分が出てきてしまうかもしれません。その点、なにとぞご容赦ください。

まず、本日の全体の流れについてご説明いたします。本日の会合の議題につきましては、事前にホームページにてご案内のとおり、2 点アジェンダがございます。1 点目は JBIC 及び NEXI の環境ガイドラインの改訂についてでございます。2 点目は、国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向についてでございます。全体の流れといたしましては、まず司会よりいくつか連絡事項につきご説明させていただきます。その後、JBIC 及び NEXI から環境ガイドラインの改訂について説明をしてもらい、そこでいったん質疑応答を行います。その後、2 点目の国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向について、環境コンサルタントのイー・アンド・イーソリューションズ様よりご説明いただき、再度、質疑応答という進め方を予定しています。

所要予定時間でございますけれども 1 時間半ということで、15 時 30 分までの予定でございます。質疑応答などの状況を見つつ若干の延長の可能性もございますが、2 時間は超えないよう議事を進行していきたいと存じます。なお、会合中の途中退席は自由です。退室後、再入室もできますが、再入室にあたり事務局による確認作業を行った上での入室となります関係で若干時間を要する可能性がある点、ご注意ください。

では、本会合の連絡事項としていくつか申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から前回 2015 年の改訂時と同様、後日、ホームページ上での公開を予定しています。一方、参加者の皆様のプライバシー確保の観点から、撮影や録画については控えていただければと存じます。なお、その観点から Zoom においても録画ができない設定とさせていただいております。録音につきましては、ご自身のご利用のための録音を妨げるものではございませんが、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点について申し上げます。まず、既に皆様ご対応いただいていると存じますが、参加者名につきましては、登録回答時にご連絡のとおり匿名希望でのご参加を除きまして参加者名は基本的に登録番号プラス氏名でお願いしております。

また、ご発言のとき以外はミュートにさせていただきたいと存じます。ミュート設定されていない場合には事務局からミュートにさせていただく場合もあります点、ご理解ください。カメラのオン・オフについては任意です。ただし、通信速度に影響が出るなどの事象が発生

する場合にはカメラオフを依頼させていただく場合がございます。質疑応答などご発言される際には、電話会議ではございませんので通常の会議と同様、ご発言者の方はカメラをオンにし所属とお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いします。なお、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ議事録は匿名で公開させていただきます。

また、本日、多数の方にご参加いただいております。画面上、目視による挙手の確認が難しいため、質疑応答の時間にご発言をいただく場合には基本的に Zoom の挙手機能、手を上げる機能、こちらを活用していただきたいと存じます。司会にて挙手通知を確認し、順次ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。

長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項、以上でございます。それでは早速ですが、JBIC 及び NEXI より本日の議題に関しご説明をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

それでは改めまして、本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本題に入ります前に簡単に自己紹介をさせていただきます。私が JBIC で今回、環境社会配慮のためのガイドラインの見直し・改訂を担当させていただくことになりました五辺と申します。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 山崎】

同じく、今回、担当させていただくことになりました経営企画部の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

【日本貿易保険 佐藤】

同じく、日本貿易保険環境グループの佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【日本貿易保険 中林】

日本貿易保険の中林と申します。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

ありがとうございます。それでは、今回の JBIC 及び NEXI の環境社会配慮のためのガイドラインの改訂に関するコンサルテーション会合につきまして、この会合の背景や経緯といったところから説明を始めさせていただければと思います。JBIC それから NEXI の方としましては、それぞれ環境社会配慮のためのガイドラインを制定しております。我々が出融資等行う案件につきましては、全案件このガイドラインに基づいて環境社会配慮確認を行ってきております。

このガイドラインでは、見直しのやり方につきまして読み上げさせていただきますが、

「当行は、本ガイドラインの施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。」というふうに規定がされております。

今回、現行のガイドラインが制定されましたのが2015年4月でございまして、それから5年が経過したということで見直しについての作業を5年経過したところから始めてきているのですけれども、今回のタイミングで、我々が行った調査の内容、それからそれを踏まえた改訂に向けた進め方などをご説明させていただければということで、本日、ご説明の機会を持たせていただいたということでございます。

なお、その調査につきましては、施行後5年間の実施状況の調査を進めております。机上調査だけではなくて、個別プロジェクトに関して、コロナってこともありますのでオンラインシステムなんかを活用しながら実査を行ったりもしております。また、机上調査につきましては完了しているのですけれども、個別のプロジェクトの調査というところにつきましては引き続き調査を継続してやるというような状況でございます。

また、これらの過去の実施状況調査に加えまして、本行としましては、環境社会配慮に関する国際的な議論、それから国際機関・公的輸出信用機関、こういったところのガイドラインがどのように改訂されてきたのか、こういったところにつきましても調査を行ってきております。そうした調査結果というところもまず、共有させていただくということで考えております。こういった報告も参考にさせていただきながら、今回参加をいただいているステークホルダーの皆様を交えて議論をさせていただいて、時代の要請に合った適切な環境社会配慮確認ガイドラインとなるように検討していきたいと考えております。

続きまして、コンサルテーション会合のロジ的な進め方のところについてまずご説明をさせていただきます。上述しましたけれども環境ガイドラインのところにつきましては我々の出融資の全案件に適用されるというものでございますので、海外向けの輸出であったり投資を行う企業の方々の観点、これももちろんそうなんですけれども、協調融資をする上での民間銀行の方々といった観点もございます。さらに事業の影響を受ける環境、現地の観点なども考慮するという必要がございます。そういったステークホルダーの方々は多岐にわたっております。ですので従来同様に、皆様が広く参加でき自由にご発言ができる、こういったコンサルテーション会合形式ということで進めていきたいというふうに考えております。本日も70名を超える多数の方々の参加をいただいております。皆様のご意見を聞きながら、適切なガイドラインになるよう努めていきたいと考えております。

ただ今回は、ご案内通り緊急事態宣言が出ている中ということでございまして、やはり新型コロナウイルスの感染拡大を防止するというを最優先に考えるということでオンラインでの開催をさせていただいております。ご参加者の中にはオンライン会議にまだ不慣れだという方もいらっしゃるかもしれませんが、通信環境に制限のある方もいらっしゃるかもしれませんが、その点、何卒ご容赦いただければと思います。

今回のところはこういうところなのですが、今後、新型コロナの感染状況を見ながらということになるとは思うんですけども、状況が許せば、昔、実施したようにフェイス・トゥ・フェイスの会合にさせていただくことも考えたいと思っております。

会合の開催頻度でございますけれども、基本的には3、4週間に1回のペースということで、これも従前同様でございますがそういったペースで考えております。また会合の効率的な運営のために、日程をおよそ2週間ほど前にはご連絡するように努めたいと考えております。そのタイミングで議題なんかもご連絡させていただいて、その議題にご関心のある方々を中心にお集まりいただくということで絞りながらご意見をいただければと思います。また、そのときの説明資料につきましても、今回もこれまで同様、環境ガイドラインの改訂専用ページというものをJBIC、NEXIそれぞれホームページで立ち上げておりますので、事前にそのホームページで掲載する予定でございます。

また今後、皆様の中で改訂に関してご意見をお持ちの方も多くいらっしゃるかと思っておりますけれども、そういった方がいらっしゃればぜひ書面で提出いただければと思います。既に本日、NGO3団体の方、FoE Japanさん、それから「環境・持続社会」研究センターさん、メコン・ウォッチさんの3団体の連名で提言書を頂いております。こういったものも今後、ご用意される場合に我々も整理をしながら議論をしていくわけなのですが、整理していく作業の効率化という観点で出来ればワードファイルでもらえると大変ありがたいというふうに思っております。頂いたご意見の方も、都度、我々の環境ガイドライン改訂の専用ホームページの方にアップさせていただいて、透明性を確保しながら議論をしていきたいというふうに考えております。残念ながら今日頂いたものは、まだホームページに載せるところまでの作業は追いついておりませんが、こちらも順次載せていきたいと思っております。

なお、順番が前後してしまいますけれども、コンサルテーション会合の司会につきましてはこれまでの改訂作業と同様に、JBICの人間で対応するというのを考えております。ただ司会になっている北島ですけれども、業務推進を担当するポストには就いておりません。これまでもこうした体制で中立性を維持しながら議事運営をしてきておりますし、今回も同様に中立的かつ効率的に議事運営をやっていくということを旨としてやりたいと思っておりますので、その点、ご了解いただければと考えております。もちろんそういったことが無いようにとは思いますが、もし議論をしていく中で、仮に中立的で無いような発言があればその場でご指摘いただければ改めていきたいとも考えています。

続きまして、コンサルテーション会合の内容の話に移らせていただければと思います。まず、コンサルテーション会合の議論の対象でございますけれども、JBICそれからNEXIの環境ガイドラインをどのように改訂するのかわからないのか、そういったところが論点になるというふうに考えております。JBICやNEXIが出融資を行うにあたって、環境社会配慮確認の手続き面、内容面、それぞれについて議論の対象となり得ると思っております。他方、議論が脇道にそれてしまうと効率的な時間の使い方は出来なくなってしまうということもありますので、そういったことを防止するという観点からコンサルテーション会合での発言に

については、いくつかご留意いただきたい点もございます。

まず、こちらはガイドラインの見直しに関する会合ということでございますので、個別のプロジェクトに関するご提案やご批判といったこと、また JBIC や NEXI の政府系金融機関の在り方であるとか、融資の方針・ポリシーといったことに関する議論というのは、コンサルテーション会合の場ではなく別の場でとさせていただきたいと思っております。我々別の場では、こういったところについてもお話を聞く機会は設けたいと思っておりますので引き続きそのようにお願いします。

また、コンサルテーション会合での議事録につきましては、冒頭、司会の方から申し上げたとおり公開をさせていただきます。ただそういうことになりますので、特定の個人や団体を誹謗中傷するような発言というものは行わないということをお願いをしたいと思います。ぜひ、建設的な議論を行う場としてこのコンサルテーション会合を活用いただければと考えております。

このような点をお伝えさせていただいた上でガイドラインの見直しに向けた今後のステップでございますけれども、まず、この5年間で国際的にも様々な動きがございます。それに応じて国際機関、ECA も、他機関もガイドラインを改訂してきているということがございます。こうした動向につきまして内容も多少多くなりますので、今回と次回にかけて説明を行いたいというふうに考えております。その後、JBIC・NEXI それぞれの機関の過去5年間の実施状況調査の報告をさせていただきたいと思っております。その上で、皆様から頂きました意見書を纏めながら個別の論点の議論に移っていきたいと考えております。今回のガイドラインの見直しの論点は多岐にわたる可能性がございますので、それらを一つ一つ整理をしてご意見を交換しながら見直しについての検討を進めていきたいと考えております。

それから今回のガイドラインにつきましては、既に出していただいている団体の方もいらっしゃると思いますが、出来るだけ早いタイミングで、書面でご意見を出していただくということが効率的な進め方にもつながるということで大変有難いというふうに考えております。多数の方が参加いただくような形で会合を行っておりますので、こういった多岐にわたる論点をポイントを上手く纏めながら議論させていくということ、そういうやり方をとることで効率的な議論ができるのかなと考えておりますので、その点はぜひご協力をお願いできればと考えております。

それから、先ほども申し上げた NGO の方々からご提言書を送付いただいたものにつきましては、本日の朝頂いたということもあって資料をウェブサイトに掲載することはできておりません。今後、ホームページのほうでも公開するようにはしていきたいと思っておりますのでその点をご容赦いただければと思います。また、NGO の方々からは、本日もし時間があるようであればその内容についても簡単に紹介をしたいというご連絡も受けております。本日の議事の進行状況次第ということにはなりますけれども、もし最後、質疑応答の時間等に余裕があるようであれば簡単にポイントをご紹介いただければと考えております。ただ個別の論点につきましては、今後コンサル会合の中でそれぞれ論点を整理した上で一つ一つ

議題として取り扱いながら議論していくということを考えてございますので、詳しい背景、問題意識というところは後日ということをお願いできればと考えております。

取りあえず私からは長くなりましたがこういったところが本日の設定でございますけれども、NEXI 様のほうから何か補足事項等ございましたらお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

はい、ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。ただいま JBIC さんの方からご説明いただきましたけれども、ガイドラインの改訂と一緒に取り組むことになりました。JBIC さんと NEXI は、銀行と保険という立場の違いはございますけれども同様の内容の環境ガイドラインを有しております。過去の改訂等におきまして JBIC さんとは 3 回ほど協働して取り組ませていただいております、今回も同様に、広く皆様の意見を聞きつつ透明性を確保しながら改訂に取り組みたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。NEXI からは以上でございます。

【司会】

はい。ありがとうございます。それでは、一旦ここで質疑に入らせていただきたいと思っております。本件につきまして、皆さまのご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思っております。本会合の冒頭に申し上げましたが、本日多数の方々にご参加いただいております、画面上、目視による挙手の確認が難しいため、ご意見、それからあとご質問がございましたら恐縮でございますけれども Zoom の挙手ボタン、手を上げるボタンをお願いできればというふうに思います。私の方で、挙手の通知が表示されている方に順次、お声掛けをさせていただきたいと思っております。またご発言される際は、お手数ですが、カメラをオンにさせていただいて所属とお名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただければと思っております。また議事録上、匿名を希望される場合には、その旨を付言いただければと思っております。いかがでしょうか。

拝見するところでは特に挙手の通知のほうはいただいておりますが、次の議題が終わった後もまた質疑の時間を確保しておりますので、もしこの時点でご意見ご質問等あればということですが、特にございませんようでしたら次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次の議題ということでございまして、国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向ということで、イー・アンド・イーソリューションズ様よりご説明をお願いいたします。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

イー・アンド・イーソリューションズの二郷と申します。このたび、『国際機関及び他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向』ということで発表する機会をいただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

弊社は昨年2月に、国際機関及び主要輸出信用機関等の環境社会配慮調査をJBIC様から受託いたしました。昨年2月から12月にかけて、机上調査と各主要機関様へのヒアリングを実施し、環境社会配慮確認ガイドラインに関する最近の動向について取り纏めを行ってまいりました。当初、受託時点では世界情勢が新型コロナウイルスの影響を受けてはならず、全ての対象金融機関と現地での面談を予定しておりましたが、昨年1年の状況を踏まえ、全ての対象金融機関様とのオンラインでの面談を行い情報を収集いたしました。そのため、当初の想定よりも時間を要したという経緯がございます。

今回、JBIC様、NEXI様が環境ガイドライン改訂に向けて動き出すにあたり、第1回、第2回のコンサルテーション会合において参加される方々へ調査内容の一部を共有する機会をいただいたものです。なお、本発表資料の著作権はJBIC様に帰属いたしますのでご配慮いただければ幸いです。今回のご説明は、内容的に1回では収まらない内容となっていることから、2回に分けてご説明することとなっております。1回目は本日、第1部として、JBIC様、NEXI様が適合確認する環境社会配慮確認ガイドラインについて。2回目は第2部として、他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向をご説明させていただく予定です。

まず初めに、馴染みの無い方々もいらっしゃると思いますので、本発表において用いる用語を統一させていただくために定義させていただきます。

まず、プロジェクトを実施するにあたり、環境や社会に対して配慮を行うことを『環境社会配慮』とします。そして、JBIC様、NEXI様を含む金融機関の多くでは、環境社会配慮を行うのはプロジェクトを実施する事業者の方々であり、金融機関はそれを確認するという立場をとっています。このため、金融機関が融資等を実施する際にプロジェクトに対して実施する環境社会配慮に係る審査を『環境社会配慮確認』として統一して呼ばせていただきます。

そして、金融機関が定める環境社会配慮確認に係るガイドラインを『環境社会配慮確認ガイドライン』と呼ぶことといたします。そして、JBIC様の環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインを『JBIC環境ガイドライン』、そして同様に、NEXI様の貿易保険における環境社会配慮のためのガイドラインは『NEXI環境ガイドライン』といたします。

そして、本発表における対象機関は以下のように絞らせていただきました。国際機関の対象はここに示した7機関。上から世界銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、米州開発銀行。上から、世銀、IFC、ADB、AIIB、EBRD、EIB、IDBと呼ばせていただきます。そしてJBIC様、NEXI様のような他国の公的輸出信用機関、エクスポート・クレジット・エージェンシーはECAというふう呼ばせて

いただき 6 機関を対象とします。上から、米国輸出入銀行 (USEXIM)、カナダ輸出開発公社 (EDC)、イギリス輸出信用保証局 (UKEF)、フランス公的投資銀行 (Bpifrance)、ドイツのユーラエルメス (Euler Hermes)、そして、イタリアの外国貿易保険株式会社 (SACE)、以上を対象とさせていただきます。

それでは、本日の発表を始めさせていただきます。まず、国際機関及び他国 ECA の環境社会配慮確認ガイドラインの動向についてです。調査対象であった国際機関及び他国 ECA では、全ての対象機関において金融機関個別の環境社会配慮確認に係るガイドライン等を有しておりました。これらの環境社会配慮確認に係る文書は、大きくここに示す 3 種類に分類されると考えております。まず一つ目が、金融機関自身の方針や姿勢を示したポリシー。二つ目が、具体的な審査手順を示したガイドライン。そして三つ目が顧客向けの基準、要求事項を示したスタンダード。この 3 種類はそれぞれ独立して個別の文書とされている場合もありますし、一つの文書において、一部がポリシーをその他がガイドラインをというふうに組み合わせられた形で文書が構成されている場合もございます。

次にお話したいのはプロジェクト分類についてです。環境社会配慮確認にあたって、まず審査の初期にプロジェクトの環境社会面の状況を踏まえて分類し、より環境社会影響が大きいと判断されるプロジェクトを重点的に審査するという手法が一般的です。このプロセスは金融機関において非常に重要なプロセスの一つとなっております。このプロジェクトの分類は、現在、環境社会配慮確認の分野において大きく 2 つの手法が用いられています。まず一つ目がカテゴリー分類。この環境社会配慮確認の分野においてはこれまで歴史的に実施されてきた分類の手法で、プロジェクトが本来持つ潜在的な特性に基づく分類となります。

潜在的な特性とは何か。それは、主にセクター特有の環境社会影響、例えば、鉱山開発や大規模な水力発電ダムの建設等は環境社会影響が大きいものとして分類されます。そして、プロジェクトの有する特性。例えば大規模な森林伐採を伴ったり、大量の地下水を取水し地盤沈下のリスクが増大したり、広大な用地の取得が必要となるといったようなもの。さらに立地条件。例えば国立公園や世界遺産の近傍で実施するようなプロジェクト、また絶滅危惧種の生息地が近くにある、こういったものを潜在的に抱える特性として分離する。この手法がカテゴリー分類です。

そして近年、新たな分類としてリスク分類が国際機関で導入され始めてきました。これは、プロジェクトの潜在的な特性に加え事業者の運用する能力、キャパシティーを考慮して分類するという手法です。この場合は、潜在的な特性だけではないことから、一度分類した後、例えば、事業者様の管理能力が向上したと判断される場合、時間軸に応じてプロジェクトのカテゴリーのランクが引き下げられることが可能となります。ただ、この事業者の能力を評価するという手法は非常に難しく、コーポレート全体ではなくプロジェクトベースでのキャパシティーの判断は非常に難しいとされています。それぞれの機関において試行錯誤しながら実施しているという実態があり、カテゴリー分類と比較してもまだその手法が確

立されているとは言えません。

では、この2点を踏まえた各機関の概要を簡単にご説明いたします。まず国際機関では、先程申し上げたポリシー、ガイドライン、スタンダードをそれぞれ詳述しているパターンが多いということが特徴です。特にこのスタンダード、顧客に求める要求事項は、各機関、独自に明示しております。そして、それぞれの環境社会配慮確認に関わる人員体制ですが、十数名から数十名規模での非常に多くの内部の専門家により実施されていました。

そしてプロジェクト分類については、ここに示したとおりカテゴリー分類を導入している機関が IFC、ADB、AIIB、EBRD、IDB、そしてリスク分類を導入している機関が、世銀、IFC、IDB、3 機関でした。ここで特徴的なのは、世銀は、本日後半で紹介させていただきますが2016年に環境社会配慮確認ガイドラインが大きく改訂されました。これに伴い新規案件においては、カテゴリー分類が廃止されリスク分類によりプロジェクト分類が行われることになりました。なお、昨年改訂が行われた IDB では、カテゴリー分類、IDB ではインパクト分類というふうに呼ばれていますが、インパクト分類とリスク分類が併用される形をとっております。

一方 ECA ですが、文書の建付けとして国際機関ほどポリシーを明確に打ち出している機関はありませんでした。これは ECA が、各国の方針に従うとしている機関が非常に多く、独自にポリシーを明示していないことによるものと考えられます。また、自ら顧客に求める要求水準を明示したスタンダードを示した機関は無く、原則として、国際基準の水準を求めるとしていた機関が多いのも特徴でした。ここで話をする国際基準ですが本日後半にご説明させていただきます。また、環境社会配慮確認の人員体制についても国際機関とは大きく異なり、数名程度の専門家により構成されているというのが特徴でした。さらにプロジェクトについては全ての機関がカテゴリー分類を導入していました。

さて、これらの環境社会配慮確認に係るガイドラインの文書ですが、各機関においても今回の JBIC、NEXI のように改訂が進められております。JBIC、NEXI 環境ガイドラインが前回改訂したのが2015年になりますが、それ以降、環境社会配慮確認に係るガイドライン等を改訂してきた機関はここに示す8機関でした。このうち、特にここに示した赤字で示してきた機関、この機関は内容や構成面で改訂を行った機関でありその他の機関は軽微な改訂となっています。ここで分かるとおり多くの ECA では、ガイドライン等の大幅な改訂を近年行っておりません。

赤字の機関のうち、改訂にあたっての改訂方法は以下のように纏めることができます。まず国際機関。幅広く会合形式のコンサルテーションを実施した機関は世銀、EBRD、IDB でした。原則として対面式のコンサルテーションを複数回実施するという手法でしたが、特に IDB は昨年改訂をしており、コロナウイルスの影響から一部後半は、メールを用いたパブリックコンサルテーションを実施しておりました。

一方 ECA ですが、EDC のみ特定の関係者との会合形式のコンサルテーションを実施した後、パブリックコメントを経て改訂していましたが、その他の ECA は広く一般に呼びかける

形での会合形式のコンサルテーションを実施した機関は見られませんでした。特に、改訂状況の詳細についての情報公開はなされておらず、JBIC 様、NEXI 様のように過去の改訂関連の議事録を含む資料を公開しこれまでどのような形で改訂が進められてきたのかオープンにしている ECA は見られませんでした。つまり、JBIC 様、NEXI 様のような形での改訂プロセスに関わる情報公開は、非常に特徴的だったと言えます。

なおこの改訂ですが、現在、公式にアナウンスされている改訂中の機関としては ADB と AIIB の 2 機関になります。AIIB は既に、第 2 回目のコンサルテーションも終了しファイナライズに向けて動いているものと思われます。一方 ADB に関しては、まだ具体的なプロセスが開始しておりませんが、既に内部での手続きは始まっている模様です。現在、大幅な改訂となる見込みである旨、公式にアナウンスがされており、今後大がかりな改訂プロセスが開始するということが見込まれています。

それでは二つ目のトピックとして、JBIC、NEXI が適合を確認する国際的環境社会配慮確認ガイドラインについてです。この、JBIC、NEXI が適合を確認する国際的な環境社会配慮確認ガイドラインとは何かというお話ですが、JBIC 様、NEXI 様が、プロジェクトの環境社会配慮の確認が妥当かどうかの確認をする際の基準として参照しているガイドラインについてということになります。

この背景として JBIC 環境ガイドラインには、世銀セーフガードポリシーもしくは IFC パフォーマンススタンダードのいずれか、そして世銀グループの EHS ガイドラインとの適合を確認するという記述がございます。なお、この記述は NEXI 環境ガイドラインにおいても同様です。このため、この 3 種類の世銀セーフガードポリシー、IFC パフォーマンススタンダード、そして EHS ガイドラインが、適合を確認する国際的な環境社会配慮確認ガイドラインということになります。

なお、この 3 種類の文書がなぜここに書かれているかというのは、背景として、OECD 加盟国の ECA、JBIC、NEXI を含みますがこの ECA が準拠すべき指針として OECD 環境コモンアプローチというものがあります。こちらに明記されているものでありこれを踏まえて、ECA である JBIC 様、NEXI 様は、環境ガイドラインにおいてこのように言及しているという背景があります。これは他国の ECA も同様です。

では、一つ目のガイドラインとして、世銀のセーフガードポリシーについてお話しさせていただきます。ここのタイトルで世銀の旧環境社会配慮確認ガイドラインというふうに示させていただきましたが、JBIC 環境ガイドライン・NEXI 環境ガイドラインでは、世銀セーフガードポリシーというふうに明示されていますが、これは旧環境社会配慮確認ガイドラインとなります。

まず世銀が支援するプロジェクトは、プロジェクトが経済的、財政的、社会的、環境的に健全であることを確保するために策定されている業務政策、Operational Policies (OP) と呼ばれますがこちらに基づき管理が行われてきました。この OP の下には、世銀の内部における具体的な手続きを示した銀行内部手続き、Bank Procedure と呼ばれますがこちら BP が

整備されています。世銀では非常に多くの OP がありますが、このうちこちらの表に示した 10 の OP が、世銀セーフガードポリシーとして 1980 年代から整備され、随時更新・運用されてきました。世銀セーフガードポリシーの適用範囲は、世銀融資の中でも最も一般的なプロジェクト融資 Investment Lending のみが対象となっています。

さて、この世銀セーフガードポリシーのうちこの下の番号 1 から 8 が、環境社会配慮に係るセーフガードとされてきました。そしてこの環境社会配慮に係るセーフガードが、2016 年 8 月、世銀環境社会フレームワーク Environmental and Social Framework として公開されました。この世銀セーフガードポリシーから世銀 ESF への改訂は 2012 年から検討が開始されました。改訂スケジュールはこちらに示したとおりで、2012 年 10 月から改訂コンサルテーションが開始され 3 回のドラフト公開を経て最終版が公開されたのが 2016 年の 8 月になります。

改訂対象は、前のスライドの 1 から 8 の OP 及び借入国の環境及び社会に係る管理方法の審査に関する OP、こちらが改訂対象であるとされました。そして改訂における検討事項として、社会的課題、情報公開、コンサルテーション、コミュニティー及びステークホルダーエンゲージメント、苦情の管理等が scope とされました。さらに 2012 年に実施された IFC パフォーマンススタンダードの改訂ポイントや、世銀セーフガードポリシーでは言及されていなかったテーマ、人権、労働安全衛生、ジェンダー、障害者への配慮、先住民民族への FPIC、土地保有、自然資源、気候変動、こういったテーマも検討事項とされました。さらに、世銀だけではなくその他の国際開発金融機関や ECA のこれまでの環境レビューの実績から得られた知見、こういったものも考慮しながら検討が進められて新しい世銀 ESF は誕生しました。

この新しい世銀 ESF ですが、ここに示す 5 つの文書から構成されています。まず、環境と社会の持続可能性に関する世銀のビジョン。こちら最も上位のものになります。そしてプロジェクトに係る資金調達において、世銀に適用される必須要件を定めたもの。そして、借入国へ求める環境社会に係る基準、冒頭で説明したスタンダードに該当しますが Environmental and Social Standards と呼ばれています。こちらは、今回の発表では世銀 ESS とさせていただきます。これに加えて、プロジェクトファイナンスに係る環境・社会に係る銀行指令、社会的弱者・グループへのリスク及び影響に関する銀行指令。これら 5 つの文章を纏めて世銀 ESF であるというふうと呼ばれます。なお世銀 ESF の適用範囲は、世銀セーフガードポリシーの頃と同じでプロジェクト融資のみです。

さて、この中で、JBIC 様、NEXI 様が適合を確認する部分というのは、この借入国・Borrower に求める環境社会に係る基準となります。

ここで、世銀 ESS の概要についてお話しします。世銀 ESS は、ここに示す 10 の ESS で構成されています。このうち ESS1：借入国が遵守することが求められる環境社会リスク及び影響の評価・管理に係る要求事項、及び ESS10：借入国に求めるステークホルダーエンゲージメント及び情報公開に係る要求事項は、全てに適用される Umbrella Document となって

います。そしてそれ以外の ESS2 から ESS8 まで、これは対象となるプロジェクトにおいて該当するリスクがある場合にトピックごとに目指すべき基準を示したものであり、ESS2 は労働環境、ESS3 は汚染対策、ESS4 は地域住民の衛生や安全、ESS5 は住民移転、ESS6 が生物多様性、ESS7 が先住民族、ESS8 が文化遺産とトピックごとに取り纏められています。ちなみにこの ESS2 から ESS8 までの番号は、この後お話しする IFC のパフォーマンススタンダードと同じ並びとなっています。またこの下には、ESS に紐づく運用面における詳細を示したガイダンスノート、こちらでは GN というふうに示させていただきましたがそれぞれのガイダンスノートが公開されております。

世銀におけるガイダンスノートとはどういうものなのか、一例を示させていただきます。こちら左側の緑に示した箇所が世銀 ESS2、労働環境に係る ESS のパラグラフ 3 の記述です。このパラグラフでは ESS2 の適用範囲が説明されています。ここでは、ESS2 の適用範囲は借り手と project worker との間の雇用関係の種類によるとの記述があります。実際に、借入国の方々にとってここでいう project worker とは何なのか、どういった配慮が求められるのかとより詳細な点について疑問に思われることがあると思います。この詳細について示しているのがガイダンスノートになります。ESS2 のガイダンスノートでは、project worker はさまざまな方法で従事している人々を指している点や、また labor management procedures、労務管理手順の中で、それぞれのタイプの project worker に ESS2 の要件がどのように適用されるか、そのようなことを説明することが重要であるとも明記されています。このように、具体的にどのような取り組みを行うべきか示しているのがガイダンスノートの役割です。

では、世銀セーフガードポリシーから世銀 ESF へ大きく改訂された世銀の環境社会配慮確認ガイドラインですが、ここで主な改訂点を整理します。まず、大きく構成が変わりました。ここでの特徴は、世銀 ESF は世銀の方針を示したビジョンやポリシー、そして借入国への要求事項を示した ESS から構成されることとなったことで、この形は、IFC 持続可能性枠組み、IFC の環境社会配慮確認ガイドラインになりますがこちらの建付けと類似の構成となりました。そして、冒頭に少しお話ししたカテゴリー分類を廃止しリスク分類を導入した点、この点も大きな改訂となっています。さらに世銀 ESS の記述は、IFC パフォーマンススタンダードの記述と概ね類似したものとなりました。

さてここで、世銀 ESF の策定において検討課題として挙げられた 이슈のうち、JBIC・NEXI 環境ガイドラインの改訂に関連する部分を整理しました。まず、近年話題となっている人権へのアプローチですが、こちらは借入国も含む議論が非常に活発に為された結果、世銀ビジョン、最も上位のビジョンにおいてのみ人権という言葉を用いポリシーや ESS では人権というワードは用いないという形で落ち着きました。そして先住民族に関して、より多くの民族を対象とできるようにタイトルが変更されました。これは、国によっては先住民族というふうには認識されてなくても国際的な定義に基づいた場合に先住民族と判断できる場合がある、こういった課題が顕在化したことによりこのようにタイトルを変更したとい

うふうにされております。

そして、非差別。近年よく話題となるジェンダー・イシューも含め、社会的弱い立場にある人々も含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から擁護し社会の一員として取り組み支え合う考え方に配慮しよう、こういったことが明記され、Social Inclusion を原則とするということが明記されています。

そして気候変動については、GHG 排出量の予測を実施することが規定されました。しかしどういった配慮をすべきか、具体的に GHG 排出量何万トン以上であれば配慮が必要なのか、こういった具体的な規定までは為されませんでした。そして労働環境については、セーフガードポリシーでは触れられていなかった労働関係について ESS2 という形で世銀がスタンダードを定めたということも特徴となっています。

次に、IFC の環境社会配慮確認ガイドラインについてご説明いたします。世銀グループの一つである IFC の環境社会配慮への取り組みは、1998 年、世銀のセーフガードポリシーをもとに民間セクターに対応するための修正を加え IFC 版の 10 のセーフガードポリシーを策定することから開始されました。その後、2006 年に大幅な改訂がなされた際に現在の構成となっています。現行版は、2012 年に改訂された環境社会持続可能性枠組み、Sustainability Framework と呼ばれるものです。IFC 持続可能性枠組みはここに示す 3 つの文書から構成されています。

まず一つ目が、IFC の環境・社会持続可能性への取り組み及び責任を説明した IFC のポリシー。そして二つ目が、IFC が貸出条件として顧客へ遵守を求める基準である IFC パフォーマンススタンダード。そして、情報公開政策の 3 つの文書です。この持続可能性枠組みは IFC が融資を行う全ての事業活動に適用されます。そしてこの持続可能性枠組みでは、環境・社会的リスクや影響を管理することは顧客の責任であると明記されているのが特徴です。

さて、この 3 つの文書のうち JBIC 様、NEXI 様が適合を確認する部分というのはこの IFC パフォーマンススタンダードとなります。IFC パフォーマンススタンダードの概要についてお話しします。パフォーマンススタンダードは、ここに示す 8 つのパフォーマンススタンダードから構成されています。PS というふうに書かせていただきました。PS1 は ES1 と同様、全てに適用される Umbrella Document ですが、PS2 から PS8 は、対象となるプロジェクトにおいて該当するリスクがある場合にトピックごとに目指すべき基準を示したものです。PS2 は労働環境、PS3 は汚染対策、PS4 は地域住民の衛生や安全、PS5 が住民移転、PS6 が生物多様性、PS7 が先住民族、PS8 が文化遺産とトピックごとに取り纏められています。また、この PS に紐づく運用面における詳細を示したガイダンスノートが公開されている点も世銀と同様です。

なお 2012 年以降、このパフォーマンススタンダードを含む持続可能性枠組みの改訂は行われておりません。しかし 1 点、生物多様性に係る PS6、こちらに紐づくガイダンスノート 6 については改訂が行われています。最新版は 2019 年 6 月 27 日版というふうになっています。

さて、ここでも世銀と同様ガイダンスノートの記述を抜き出しさせていただきました。敢えて先程 ESS で抜き出した事例と類似の箇所を抜き出しております。こちらで示したのが、IFC-PS2、労働環境の適用範囲が示されているパラグラフ 4 になります。パフォーマンススタンダードでは詳細は記述しておらず、具体的にどのように取り組むべきかという点はガイダンスノートの記載を見るという点は世銀の ESS の手法と同じです。しかし後程ご確認いただくと分かりますが、この左側のパフォーマンススタンダードの記述は世銀の ESS と類似のものとなっていますが右側のガイダンスノートとなるとその記載は機関の特性を反映したものとなっており、全く同じという形にはなっていません。

さて、三つ目の適合を確認するガイドラインとして世銀グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン、EHS ガイドラインをご説明させていただきます。世銀グループの EHS ガイドラインは、特に汚染対策に関して産業界において国際的かつ専門的視点により妥当であると認知されている実務水準の実例を示す技術的文書です。この EHS ガイドラインは、セクターには関係なく全てのセクターに適用される General EHS ガイドラインとセクター別のガイドラインがあります。セクター別のガイドラインは、現時点でここに示しているとおり 31 セクターのガイドラインが公開されております。

この EHS ガイドライン、世銀グループのというふうにご説明させていただいていますが、所管は IFC というふうになっております。しかしここで明示しているとおり、世銀グループ全体に適用される技術的文書との位置付けです。これは世銀グループ、もちろん世銀 IFC を含みますが、はもちろんのこと、他の金融機関、ECA、民間金融機関の方々も参照する技術的文書となっており、世界的に幅広く引用される参照されている文書というふうになっております。

さてこの EHS ガイドラインですが、2021 年 1 月時点でセクター別に随時改訂が進められています。これまで改訂が行われたセクターは計 8 セクターであり、プランテーション作物の生産、植物油の製造、石油精製、沖合石油ガス開発、風力発電、港湾、LNG の 8 セクターにおいて改訂が終了し新たなものが公開されています。IFC の EHS ガイドラインの公開ページを確認していただくと分かりますが、改訂されたセクターから新たな EHS ガイドラインが差し替えられるといった形で改訂が進められており、全セクターそろえてから改訂・適用というプロセスは踏んでおりません。これは、本文書がポリシーやガイドラインでは無くあくまでも技術的参考文書であるということからそのような対応をとっているものと推察されます。

それでは本日の纏めをさせていただきます。世銀の環境社会配慮確認ガイドライン、世銀 ESF は、2016 年の改訂を踏まえ、IFC の環境社会配慮確認ガイドライン、IFC 持続可能性枠組みの構成を踏襲し類似の構成となりました。世銀 ESS と IFC パフォーマンススタンダードの番号が一致している等、構成も非常に類似しておりガイダンスノートとして詳細が示された点も同じです。なお、世銀 ESS と IFC パフォーマンススタンダードの要求事項の内容の一部に違いは見られますが、多くは機関の特性によるもの、融資のスキームの違いによ

るもの、こういった違いが多く、要求事項の多くの趣旨は IFC パフォーマンススタンダードと類似のものとなっています。

こちらは次回のご説明につながる点になりますが、世銀が IFC 持続可能性枠組みでの改訂点を参考にしたように、2012 年版の IFC 持続可能性枠組みは多くの金融機関に対し内容面で影響を与えているのみならず、その構成、金融機関自身のポリシーと顧客に対する要求事項の 2 部の構成、こちらは他の国際機関に対しても多大な影響を与えています。なお、この非常に大きな影響を与える IFC 持続可能性枠組みですが、2021 年 1 月時点においてこの改訂に係る公式なアナウンスというものは発表されていません。以上纏めとなります。

本日の発表は以上となります。ご清聴どうもありがとうございました。

【司会】

はい。どうもありがとうございました。本件に関しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。ご発言されたい場合には Zoom の挙手ボタンでお願いいたします。いかがでしょうか。

14 番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江様】

はい。すみません、カメラをオンにさせていただきます。ありがとうございます。FoE Japan の波多江と申します。発表内容のそのものというのではないんですけども、OECD のコモンアプローチが一応 2016 年に改訂というか新しくなっているかと思うのですが、それについての調査内容というのは次回になるのでしょうか。何かありましたらよろしくお願ひいたします。

【司会】

はい、ありがとうございます。こちら JBIC あるいは NEXI のほうで回答お願いいたします。

【JBIC 五辺】

はい。JBIC 五辺の方から回答させていただきます。コモンアプローチにつきましては、2016 年に改訂が行われたということでございまして、内容につきましてはもうだいぶ皆様もご存じの内容なのかなというふうに考えておりましたので、今回の発表の内容には明確に入れてはおりません。

次回行うものというのは、個別の ECA がどのような改訂をしたのかというところを中心に説明をということになっていったのですけれども。ただ、個別の ECA の改訂の内容につきましては、これはコモンアプローチの内容というものが反映された形にはなっておりますので、そういう意味ではその点も含んでいるということかとは思いますが、特段取り

立ててコモンアプローチについてのみの解説ということは考えておりませんでした、もしご必要ということであれば、そういったところも考えたいと思います。以上です。

【司会】

はい。それでは他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

ご発言されたい方、特に画面の通知のところでは挙手が無いのでございますけれども、もし、挙手機能がちょっと分からないというような方で、ご発言されたいという場合は、マイクをオンにしてしゃべっていただくこともできますがいかがでしょうか。

それでは、拝見したところ特に挙手の方がいらっしゃらないようでございます。本日、定刻の時間 15 時 30 分ということでございまして、時間に多少余裕がございますが、本日、事前に NGO の皆様よりご提言いただいて、提言書の方をいただいております。もしこの場で NGO の方々より補足・ご説明等もしございましたらと思っておりますがいかがでしょうか。14 番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江様】

はい。再度ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。NGO 提言のお話もお時間あればぜひというふうに最初申し上げていたのですけれども、全体的なところで数点確認をさせていただきたいのですが、質問させていただいてもよろしいでしょうか。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 波多江様】

はい。まず全体的なことで、JBIC の五辺さんの方から、現在、JBIC の運用レビュー調査をされていて、今、継続中であるというご説明があったかと思うのですけれども、こちらもしスケジュール的なものが分かるようであれば教えていただきたいということが 1 点。

それから 2 点目ですけれども、今回のコンサルテーション会合は、一応ガイドラインの改訂ということになっているのですが、これは、JBIC さんと NEXI さんの異議申し立て手続き要綱の改訂のプロセスも含まれてくるのかどうかということも確認させていただけると幸いです。

それから、まだこの会合は始まったばかりではあるのですけれども、当然この会合自体は日本語で行われますし日本人というか日本語での議論が想定されているかと思うのですけれども、今後例えば、JBIC さんの運用レビュー確認調査を英語で発表されたり、そしてその報告書へのパブリックコメントを海外の方も受け付けられるようにするとか、そういった幅広い意見を聴取するようなことを考えていらっしゃるか、そういった点を 3 点お伺い

できますと幸いです。よろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。以上3点につきまして、JBICより回答をお願いいたします。

【JBIC 五辺】

はい、JBICの五辺でございます。ご質問ありがとうございます。では一つ目のご質問ですね。過去の実施状況調査の現状についてということでございまして、実施状況調査につきましては大きく分けて2つございまして。1つは机上調査ということになるのですが、実際にやったプロジェクトのカテゴリーについていくつか抽出しながら、それらについてガイドラインに適合した形で事業が行われているかを確認するというものでございまして、こちらについては概ね終了しているというような状況ではございます。

今度は、その中でいくつかサンプルのプロジェクトを選び出して、そういったプロジェクトについてヒアリングを行うというもう一つのほうの調査があるのですが、こちらの方につきましては、こういう今のご時世というかコロナの影響もあってなかなか現地に行き行って話を聞くということが難しい状況が続いております。そのような状況の中で、直接現地に伺うことはできないのですが、オンラインでのヒアリングというのを順次進めているところでございまして、プロジェクトを実際に進めている中でそういったヒアリングをやっていると、プロジェクト自体もコロナの影響でなかなか進めるのが難しくなっているような中でやっているとございますので、なかなかスケジュールというものが明確に読みにくいというところはございます。ですが、そこは順次進めているというところでございまして、相手方の時間を上手く取ればということではやっておりますが、今のタイミングでまだ、いつぐらいに完了するということまでは申し上げるのは難しいのですが、今回こういった過去の実施状況調査につきましては、次回のその次、第3回でご報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので何とかそれまでに終わらればとは思っております。それが一応一つ目のご質問点でございます。

続きまして、二つ目の異議申し立ての要綱の見直しについてでございますけれども、異議申し立ての手続きの要綱におきまして、一応見直しについての規定というものがございまして。ガイドラインの見直しに合わせて行うということなんですけれども、その規定上「原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者及びガイドラインの担当審査役からの意見・評価に基づき、検討を行う」というふうに定められております。その規定に従って見直しを行ってなっていくということでございまして。2点目につきましては、こういった利用者の方々、それから審査役からの意見をもらいつつ検討していきますので、具体的な改訂箇所が出てくれば皆様にも事前にご案内をさせていただければというふうに考えております。

3点目になりますけれども、レビュー調査につきましては、まだそういう意味で現段階で

お示しできるようなものはあるわけではないんですけれども、環境ガイドラインの改訂につきましては、基本的にコンサルテーション会合は日本語で実施するというところでございます。ですので、その英語版での公開というところまでは、我々考えてはおりません。実際そこまでの作業となるとかなり時間もかかってしまうこともございますし、我々が対象として考えているものとしましては、本日ご参加頂いているような皆様からのご意見、こういったコンサルテーション会合でのご意見をいただくということでございますので、日本語でのご説明をさせていただいた上でそれについてご意見をいただくという前提で考えております。NEXIさんから何か補足等ございましたら。

【NEXI 佐藤】

はい。ありがとうございます。NEXIの佐藤でございます。今、ご質問のありました3点、五辺さんにご説明いただいたのと基本的には変わらないという状況ではあるのですけれども、NEXIの方の実施状況の調査の方も鋭意進めておまして、第3回ぐらいというふうに五辺さんおっしゃっていたのですが、それに合わせてご報告できるように準備を進めているところでございます。

それから異議申し立てにつきましては、今日ご提案いただいたところでございまして、この辺り持ち帰ってどういうふうに対応できるかということは検討したいと思っております。

それから、英語での報告というようなことなのですが、やはり、ここ今のところは日本語でのご報告ということで考えているところでございます。以上です。

【司会】 はい。他に、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

特に挙手の通知のほうは上がってないようでございますが。今日いただいております提言書につきましてはいかがでしょうか。何かそれに関するご発言等はございますでしょうか。お願いいたします。

【FoE Japan 波多江様】

14番の波多江です。よろしいですか。

【司会】

はい、どうぞ。

【FoE Japan 波多江様】

はい。すみません、なかなかオンラインということで双方向のやり方が難しいなと今、感じてるんですが、先程質問させていただいた3点にお答えいただいた点で、若干補足というか意見を申し上げたいのですが。

異議申し立てについては、異議申し立て手続き要綱を見ますと確かに利用者と環境ガイ

ドライン担当審査役からの意見評価に基づき検討を行うとはあるんですけども、今回この5年間ですか、JBICさんのほうでは4件、5件ほどあったかと思うんですね、異議申し立てが。実は私たちも異議申し立ての手続き、住民の方たちが異議申し立てをされるのを支援というか、お手伝いしてきたところもありますので、そういったことも踏まえて、今回NGO3団体からNGO提言ということで15ポイント、ガイドラインの改訂箇所について提言させてはいただいているんですけども。今回出させていただいた提言は、ガイドライン本文に対してのものなので、また、異議申し立て手続き要綱については、別途これまでの経験を踏まえて意見を提出させていただきたいと思っておりますので、そちらも踏まえてぜひ異議申し立て手続きのほうの改訂も検討を行っていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、海外の国の方の意見聴取をするかどうかということなんですけれども、確かに、非常に労力ですとか時間とかが必要になってくるかとは思うんですけども、ガイドラインを使う先はプロジェクトの現場であり、それは日本ではなくて海外の事業で影響受けられる現場の本当に住民の方たちがこのガイドラインをどうやって使うか、あるいは海外のもちろん政府関係者の方たちがこれをどうやって使うかってことを考えると、日本語だけでこれを議論しているののかなというのは非常に思うところがありますので。その度合いにもよると思うんですけども、せめてガイドラインの改訂のドラフトをJBICさん、NEXIさんが出されてパブリックコメントをかけるとかまだ先になるかもしれませんが、できる限り海外の意見というものにも耳を傾けていただく機会をつくっていただければと思っておりますので、またぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

【司会】

はい。どうも、ご意見ありがとうございました。他にご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。ご質問、ご意見等をご発言されたい方はいらっしゃいますか。特段よろしいでしょうか。特段無いようでしたら、最後に今後の予定等、JBIC、NEXIのほうから何か補足・説明することがあればお願いたします。

【JBIC 五辺】

はい。それではJBICの五辺でございます。冒頭も申し上げましたとおり、3週間から4週間に1回のペースで開催をしたいというふうに考えておりますが。まだ実は第2回のほうの説明資料も含めてこれから準備するというような状況でございますので、今のタイミングでまだ日程について明確なものはお示しできないんですけども、3月の中旬ぐらいを一つの目途に考えたいというふうに思っております。出来るだけ2週間程度前にはホームページに日程等を載せたいと思っておりますので、またぜひ今日ご参加いただいた方々、改めてご参加いただければと思います。

それから1点だけ参加の仕方についてお願いなんですけれども、今日も70名を超える方、

多くの方々に参加をいただいております。私ども参加者の確認をするために各参加者様に登録番号等を割り振っております。これにつきましては、引き続き次回も同じものを使う予定なんですけれども、登録番号をお名前のところに入れて参加いただきますようお願いいたします。

なにぶん多数の方々が参加していただくこととなりますので、参加確認のところはかなり時間を使ってしまっているということがございますので、今日お待ちいただいた方も多数いらっしゃったのではないかと思います。そういったところを迅速にやる上でも番号を名前のところに記載した上で参加いただくように、ぜひお願いできればと思います。私からは以上です。

【司会】

はい、ありがとうございます。それではよろしければ、ちょっと定刻よりも少し時間前になっておりますけれども、以上をもちまして本日の会合を閉会とさせていただきたいと思っております。本日、大変お忙しい中、多数ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

(了)